

まだ見ぬ鈔本『論語義疏』(四)

影 山 輝 國

ついに発見、大陸に渡った『論語義疏』影鈔足利鈔本。

明治期に中国大陸に渡ったことが確実な『論語義疏』日本鈔本が二本ある。といっても、これは楊守敬が購得して帰国し、巡り巡って今は台湾の故宮博物院図書文献処に蔵される七本の『論語義疏』鈔本のことではない。

一本は、明治二十年八月、清国公使徐承祖が外務大臣井上馨を通じて足利学校に借鈔を依頼し、幾度かの交渉の結果、足利学校側が日本人の手で鈔写して、外務省を通じて清国公使に届けたものである。この間の事情については、陳捷氏が『明治前期日中学術交流の研究―清国駐日公使館の文化活動―』（汲古書院二〇〇三年二月）の第三部第三章で詳しく述べている。この影鈔本は、徐承祖の後を襲っ

た公使黎庶昌が随員の曾紀寿に託して、総理衙門に上呈した。稲垣天真も「重鈔論語皇侃疏真本書後」の中で「遣人就足利学借鈔：此書雖上之総理衙門而罷刊頒之議：（人を遣はして足利学に就きて借鈔せしむ：此の書之を総理衙門に上すと雖も刊頒の議を罷む：）」と言う。

もう一本は、同じく稲垣天真が前述の「重鈔論語皇侃疏真本書後」で、「天真為君購得松本家所蔵古鈔本（天真君の為に松本家所蔵の古鈔本を購得す）」と言っているものである。「君」とは公使随員姚文棟を指し、天真が松本家所蔵の『論語義疏』古鈔本を彼のために購入したのである。姚文棟もまたこれを総理衙門に進呈した。

この二本はこれまで所在が判らず、陳捷氏も前掲書で「し

るとしたらどこにあるのかは、未だに不明である。」(三九三頁)と述べている。

私もこの二つの鈔本の行方を探していたが、遂に前者を採し出し、実見することが出来た。それはひとえに最近出版された『中国古籍総目』「経部2」(中華書局・上海古籍出版社 二〇一二年七月)のおかげであった。その七七九頁左に「経20909280 論語義疏十卷 三国魏何晏集解 三国梁皇侃義疏 日本抄本 北大」と記されていたからである。すぐに知人である北京大学中文系・中国古文獻研究中心の劉玉才教授にメールしてこの本の確認を依頼した。劉先生は直ぐに図書館に向き、調査して返信をくれた。それによれば足利学校本を影鈔したもので、朱筆で「足利学校」「轟文庫」および壺形の印が臨摸され、各巻には「睦子」の墨題がある(写真1)とのこと、いつでも見にいらいっしやいとのことであった。これまでこの書は北京図書館の各種目録に記載されず、「北京大学数字図書館古文獻資源庫」にも「影印本」として表記されていたので誰も気付かなかつたのである。矢も楯もたまらず、七月十日、北京大学に向かった。図書館古籍閲覧室(請求番号 X096・32 26261)で見たものはまさしく足利学校本を鈔写した「影鈔本」であった。二六、二センチメートル×一七、五センチメートルの十冊本で、原本と

同じく、每半葉九行二十字、疏文小字雙行であるが、原本にある界線、朱句点、朱引、朱ヲコト点、墨訓点、丁数などはすべて省かれている。北京大学図書館の登録日は、民国二十三(一九三四)年十一月九日であった。この本は足利学校において、明治二十年十二月十三日に日本人の手によって謄写が着手され、同月二十六日に完成した。夜を日(七)についで、わずかに二週間で書き上げたのは、清国公使徐承祖が翌明治二十一年一月四日付けを以て黎庶昌と交代し、帰国するのに間に合わせようとしたからである。無論一人でこれだけの仕事をするのは無理で、字の特徴から見ても、三人で分担したようである。仮にABCの三人とすると、Aは第一冊、第六冊、第七冊、第九冊、Bは第二冊、第四冊、第八冊の前三分の二強、Cは第三冊、第五冊、第八冊の後三分の一弱、第十冊を鈔写したらしい。注(七)に引く書簡では、「保護委員二而分配書写仕候」と書かれている。ところが、足利学校聖廟監守兼求道館学頭善野秀が明治二十年十二月に誌した「跋足利学校故写本皇侃論語義疏後」には「今茲明治二十年、依大清公使館員之請求、縣知事樺山君使秀等校正謄写、然而期日迫蹙、不遑択能書者而書写之、不得止而分附之求道館之門生数輩、謄写畢矣(今茲明治二十年、大清公使館員の請求に依り、縣知事樺山君秀等をして校正謄写せ使む、然れども期日迫蹙して、能書

の者を扱ひて之を書写するに違^いあらず、止^むを得ずして分ちて之を求道館の門生数輩に附し、謄写し畢^はんぬ」とあり、実際には求道館の門生たちが分担書写しようだ。完成後、清国公使館に届けられたが、公使館側は写し間違いないかを確認するため、公使随員徐致遠に影鈔本を持たせ、学生張文生を従わせて、足利学校にて明治二十一年一月三十一日から二月七日まで原本と校考させた^(十)。影鈔本にはその時の校考の跡が赤字で残っている(写真2)。一週間ほどで全篇の校考は難しく、徐致遠らの校考は全十巻のうち、第一巻から第五巻までで終わっている。よく調べる^(十一)と前五巻の校考もだいたい複雑なもので、十分な校考には程遠いものであることが判る。この影鈔本が総理衙門からいかにして北京大学図書館に入ったのかは、今のところ不明であり、足利学校を出る時はシケ縞表紙の帙にくるまれていたはずであるが、今は中国製の函に入っている。

もう一本の姚文棟が手に入れた松本家所蔵といわれる古鈔本は、現在、南京図書館にある可能性がきわめて大である。それは王審(一八八八—一九六九)著『続補蔵書紀事詩』^(十二)の姚文棟(子梁)の項に「家有昌明文社書庫、蔵十六万卷、以日本版本為最多。内有秘笈三種尚存、余均毀于丁丑之乱。三種者…(一)稿本『経籍訪古志』…(二)

唐写本『周易单疏』…(三)皇侃『論語義疏』古抄本、現存南京図書館。」とあり、また、注(四)で引く「姚文棟年譜」の中でも、姚文棟の子、姚明輝が「明輝謹考…今此書蔵南京龍蟠里図書館。」^(十三)といっているからである。

ところで、南京図書館の主要蔵書の一つに杭州丁氏八千卷樓の蔵書があるが、その蔵書目には『論語義疏』十卷魏何晏撰梁皇侃疏として古経解彙函本、日本刊本残、日本抄本の三種が挙げられている^(十四)。この日本鈔本は、同じ丁氏の『善本書室蔵書志』^(十五)巻四では「論語義疏十卷 日本写本 梁国子助教呉郡皇侃撰何晏集解」として、以下の解題が附されている。

前題光祿大夫関内侯臣孫邕、光祿大夫臣鄭仲、散騎常侍中領軍安鄉亭侯臣曹羲、侍中臣荀顛、尚書駙馬都尉関内侯臣何晏等上。按日本『経籍訪古志』是書有旧鈔五本、且云、六朝経書伝世無幾、義疏為李充・繆播等十三家之経説、依此而僅伝。寛延中、根本伯修仿邢昺疏例、改換体式、已失皇氏之旧。如八佾中「子曰、射不主皮」条、馬融注「射有五善」下、及「以熊虎豹皮為之」下、邢疏文俱貫入、乃知旧鈔義疏原於唐卷子本。承學者以邢疏文録於背紙、而後人伝写誤混入之正文。今按此本亦然。然究異於後來之本矣。有松田本生印。亦彼国人也。

（前に光祿大夫関内侯臣孫邕、光祿大夫臣鄭仲、散騎常侍中領軍安鄉亭侯臣曹羲、侍中臣荀顛、尚書駙馬都尉関内侯臣何晏等上すと題す。日本『経籍訪古志』を按ずるに、是書に旧鈔五本有り、且つ云ふ、六朝の経書世に伝はるもの幾も無し、義疏李充・繆播等十三家の経説を為せば、此れに依りて僅に伝ふ。寛延中、根本伯修 邢昺疏の例に仿ひて、体式を改換し、己に皇氏の旧を失す。八佾中「子曰はく、射は皮を主とせず」の条、馬融注の「射に五善有り」の下、及び「熊虎豹の皮を以て之を為る」の下、邢疏の文俱に貫入するが如きは、乃ち知る旧鈔義疏は唐卷子本に原づくを。学者邢疏の文を以て之を背紙に録するを承け、後人伝写するに誤りて之を正文に混入す、と。今此本を按ずるに亦然り。然れども究に後來の本に異なれり。松田本生の印有り。亦彼の国の人なり。）

右から、この鈔本には「松田本生」の印があることが判明する。『江南図書館善本書目』に「論語義疏十卷 梁呉郡皇侃 日本写本 五本」と著録され、『江蘇省立国学図書館圖書総目附補編』卷六に、「論語義疏十卷 魏南陽何晏集解 梁呉郡皇侃疏 日本写本 有松田本生 本生 千秋閣三印 丁書 善甲一一 五冊」とあり、『江蘇省立国学図書館現存書目』卷二に「論語義疏十卷 魏南陽何晏集解

呉郡皇侃疏 日本写本 丁書 善甲 五冊」とあるのもこの鈔本である。この鈔本がいまも南京図書館に蔵せられ、「松田本生」の他に「本生」と「千秋閣」の二印がある五冊本であるはずなのである。

では、南京図書館には、姚文棟の手を経た「松本本」と丁氏の蔵書であった「松田本」との二本の『論語義疏』鈔本があるのだろうか。南京図書館はなかなか閲覧が難しいのはつきりわからないのであるが、どうも一本しか所蔵していないのではないかと思う。その候補はGJ112308の『論語義疏』十卷五冊である。もしかすると「松本本」と「松田本」の両者は同じ鈔本を指している可能性も捨てきれないのである。稲垣天真が「松田」を「松本」と誤写したのではないかという疑念さえ生じる。ただ、そうだとすれば、姚文棟の本が総理衙門を経て、なぜ丁氏の所蔵になったかを説明しなければならぬ。いずれにしても南京図書館の『論語義疏』を調査しなければならぬ。

（待続）

(一) 台湾中央研究院近代史研究所所蔵『外交檔案』「黎庶昌在日本訪獲逸書古本借鈔日本所藏皇侃論語義疏案」第六筆に「…派隨員曾紀壽齋送來京、為此咨呈貴衙門。謹請查收備閱。」とある。

(二) 未詳。陳捷氏は前掲書三八九頁で「稲垣貞郎」ではないかと推定している。だとすると、清国公使館に設置された東文学堂で光緒十二年九月一日（明治十九年九月二十八日）から光緒十四年正月末（明治二十一年三月十二日）まで日本教習を勤めた人物である可能性が強い。東文学堂については、王宝平「清朝の檔案から見た東文学堂」（『四天王寺国際仏教大学紀要』二〇〇二年三月所収）を参照されたい。

(三) 姚文棟『海外同人集』巻之下（国立国会図書館蔵）所収。
 (四) 姚文棟年譜」（『近代史資料』中国社会科学出版社二〇一二年七月）の光緒十三年丁亥 三十六歳の項に「而後覓得日本旧鈔本一部呈進総署」とある。

(五) 『大正十年北京大学図書館目録』（一九二二年・東京大学文学部中国思想文化学研究室所蔵油印本）

- 『国立北京大学図書館貴重書目』（一九二二年）
- 『国立北京大学図書館蔵書草目』（一九三〇年）
- 『国立北京大学図書館善本書目』（一九三三年）

『北京大学図書館善本書目』（民国間）

『北京大学図書館蔵李氏書目』（一九五六年）

『北京大学図書館蔵善本書目』（一九五八年）

『北京大学図書館日本版古籍目録』（一九九五年）

『北京大学図書館蔵古籍善本書目』（一九九九年）

などに一切著録されていない。

(六) 既に「影抄本」と訂正してもらった。

(七) 明治二十年十二月二十六日付の足利学校遺蹟保護委員相場朋厚、岩下善七郎、篠崎由兵衛、小佐野孫右衛門及び監守人善野秀より栃木県知事樺山資雄、足利梁田郡長樺山喜平次宛書簡に「今般清国公使館ヨリ御依頼論語義疏本月十三日ヨリ着手漸ク廿六日落成ニ付シケ縞表紙映入ニ製本致し郡衙へ差出し候事」とある。（足利学校遺蹟保護委員会『日誌』明治十九年・廿年・廿一年による。なお、これを翻字したものに『近代足利市史』第五巻資料編近代Ⅱ 昭和五十四年二月 一〇〇七頁があるが、若干文字の脱落が見られる）

(八) 「石謄写之義ニ付テハ、昔夕紙質筆者ヲ精選スルノミナラス、非常之督励ヲ以テ昼夜ヲ分タス從事セシメ、僅々之日数ニテ成功ニ至リ候義ニ付…」（明治二十一年一月十八日 樺山栃木県知事より大山外務大臣秘書官宛書簡 外務省外交史料館蔵）「在本邦清国公使ヨリ足利学校所蔵

皇侃論語義疏謄写方依頼一件」より」とある。

(九) 求道館はもと足利藩校。この時は足利学校と一体化し、その教育部門を担当していたようである。

(十) 足利学校遺蹟保護委員『日誌』明治二十一年「日記」に「一月三十一日ヨリ徐致遠（以下約三字分空白）之兩人学校へ出頭論語義疏校考之事郡役所ヨリ書記名并本員名宛詰合之事／同七日 右校合全く相済候事」とある。空白部分は、ここに書くべき人名が不詳であったための処置らしい。外務省外交史料館蔵「在本邦清国公使ヨリ足利学校所蔵皇侃論語義疏謄写方依頼一件」の明治二十一年一月二十八日付け大山秘書官から栃木県知事に宛てた文書に「足利学校所蔵皇侃論語義疏校正ノ為メ清国公使館随員徐致遠併二学生張文成之ニ名貴県へ向ケ明後三日東京出発致候旨」とあるから、ここには張文成の名が入るべきことがわかる。

(十一) 注(七)を参照されたい。

(十二) 書目文献出版社一九八七年一月刊 十一頁。

(十三) 南京龍蟠里にあった江南図書館のこと。のち江蘇省立図書館など数回の改称改組を経て南京図書館となった。

(十四) 丁仁編『八千卷樓書目』（民国十二年鉛印）卷三、經部、四書類。

(十五) 清丁丙撰『善本書室藏書志』（光緒二十七年 一九〇二）

(十六) もと鳥取藩の人。東京府士族で宮内省御用掛を勤めた人物（二八一四―一八八三）であろう（国立公文書館蔵文書「御用掛松田本生へ祭料下賜ノ件」による）。『長澤規矩也著作集』第七卷「日華藏書印表初稿（五）」には「松田本生 明治初年ノ政治家、鳥取医、称主善、松田福彦 朱文長方印 松田・本生 朱文方印」（四三五頁）の記述がある。印影は、渡邊守邦・後藤憲二編『新編藏書印譜』（青裳堂書店二〇〇一年一月 四四七頁）に見える。

(十七) 王懋谿初校『江南図書館善本書目』（民国初編印）

(十八) 江蘇省立国学図書館編『江蘇省立国学図書館図書総目録補編』（民国二十二―二十五年編印）

(十九) 江蘇省立国学図書館編『江蘇省立国学図書館現存書目』（民国三十七年国学図書館編印）

(二十) 狩谷掖斎の所蔵していた『論語義疏』鈔本の一本にもこの印があった。拙稿「また見ぬ鈔本『論語義疏』（三）」、『実践国文学』第八二号 平成二十四年十月）を参照されたい。

（かげやま てるくに・実践女子大学教授）

傳漢武帝太子立
教則之也凡太傅
物吏以教之於太

臣新孝校

論語序



車轉文庫

何晏集解

陸子

叙曰漢中壘東西南北尉四人有將軍耳北方之校尉

劉向言魯論語二十篇皆孔子弟子記諸善言也劉

者劉德之孫劉歆之子前漢時為中壘校尉之官若

今皇城使也其人博學經史孔子後而弟子共論

而記之初為魯人所學故謂魯論也又曰劉者氏

也校數中壘之軍衆而安之故曰校尉也漢世季者

謂之魯論齊論古文論三札之異也魯人所引論語

如今之題目次第也 太子太傅夏侯勝前將軍

蕭望之丞相韋賢及子玄成等傳之夏蕭及韋賢父

写真 1

